

静 情 審 第 5 号

平成26年5月26日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会

会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年11月26日付けこ家第410号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

県から特定の業務を受託した事業者が県に提出した事業収支予算書に印刷費として計上された金額の根拠を示す文書等の非開示決定に対する異議申立て（諮問第187号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

### 2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成25年10月7日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、①平成22年度思春期健康相談室相談事例集作成等業務委託契約（以下「事例集作成契約」という。）中の相談事例集の印刷、製本及び発送費用の内訳を記載した文書（以下「文書1」という。）、②事例集作成契約を実施機関と締結した事業者が、事例集の印刷、製本及び発送に係る業務（以下「事例集印刷等業務」という。）を再委託しようとした際に、当該受託事業者が実施した見積合わせに係る文書（以下「文書2」という。）及び③平成25年度思春期健康相談室運営事務委託契約（以下「運営事務委託契約」という。）中の配布用宣伝カードの印刷費の根拠を示す文書（以下「文書3」といい、文書1から文書3までをあわせて「本件対象文書」という。）の開示を請求し、翌日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 平成25年10月21日、実施機関は、本件対象文書は受託事業者の内部管理文書であり、取得していないため保有しないとして、条例第11条第2項の規定に基づき非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成25年10月23日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同月25日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 事例集印刷等業務の費用が高額であることを指摘した実施機関への投書に対して、イラストの書き起こし数が多いためであるとの回答を得た。県からの文書によれば、単純に印刷製本のみに要した費用であると考えられるが、事例集の製法、サイズ、数から考えると常識的な金額を超えている。
- (2) 実施機関への投書の回答で、事例集印刷等業務については、委託先の法人において見積合わせを実施し、低額な業者を選定しているとされているので、それを公開してほしいと言っているだけである。

- (3) 同じく、配布用宣伝カードについても、ペラペラの紙で、10万部で16万円というのも常識的な金額ではない。
- (4) 委託先の文書は公文書に当たらない。しかし、事例集や配布用宣伝カードを作成する金額としては異常であり、実施機関が必要があると認めたときは、いつでも受託事業者から委託業務の処理状況を報告させ、又は実施機関自ら調査することができると定める事例集作成契約及び運営事務委託契約（以下、あわせて「本件契約」という。）の条項に基づいて調査するに値する状況である。
- (5) 見積合わせに係る文書も領収書も何も実施機関にないのであれば、作成した会社に支払われた根拠がないのと同じである。このようなことが許されるのであれば、実施機関は、受託事業者に言われた金額を何の根拠もなくそのまま支払うことになり、着服も可能となり得る重大な問題ではないか。
- (6) 事例集作成契約の内容となっている事例集の作成費用について、異議申立人が他の事業者から見積りをとって比較したところ、事例集作成契約において計上された金額が高額であることが分かった。また、事例集作成契約に関して実施機関が行った費用等に係る説明も、異議申立ての前後で異なるなどあいまいで、不正の疑いがあるので、それを明らかにするために、契約に基づいて受託事業者を調査し、資料を提出させ、実施機関が保有する状態にして、開示すべきである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人から実施機関宛てに、事例集印刷等業務に要した費用が不当とする内容のメールが送信されたため、イラスト書き起こし数が多いためであると、異議申立人にメールで回答した。
- (2) 異議申立人から実施機関宛てに、事例集作成契約中の他の業務に要した費用が不当とする内容のメールが送信された。本件契約の受託事業者（以下「本件請負人」という。）に対して電話で確認をしたところ、下請負人の選定に当たっては見積合わせを実施し、見積額が最も低額であった業者を選定したとのことであったため、その旨、異議申立人にメールで回答した。なお、本件請負人に電話をした際、事例集印刷等業務に係る見積合わせの文書を本件請負人が保有していることも確認している。
- (3) 運営事務委託契約については、本件請負人から委託事務実施計画書の提出を受け、内容を承認している。その後、実施機関が開設している思春期健康相談室を周知するための配布用宣伝カードの納品を受け、県内の中学生、高校生に配布した。
- (4) 事例集作成契約及び運営事務委託契約のうち配布用宣伝カードの作成に係る部分（以下「事例集作成契約等」という。）は、相談事例集等の作成、納品という一定の結果を目的としたものであり、民法（明治29年法律第89号）第632条に規定さ

れた請負契約に当たる。請負契約においては、契約の目的とされた仕事が完成しさえすれば債務は履行されたことになり、請負人本人の能力に着目してなされた特別な場合を除き、原則として請負人は第三者を履行補助者や下請負人（履行代行者）として用いることができる。また、本件契約では、一部の業務を下請負させることは禁止されていない。本件請負人は、事例集や配布用宣伝カードの印刷、製本等、専門的な設備、技術を必要とする限定された業務を外部に発注したが、当該行為は民法の規定にも、本件契約上の義務にも違反していない。

- (5) 本件契約では、本件請負人には実績報告書の提出が義務付けられているが、下請負人の選定過程や選定結果を実施機関に報告する義務はない。
- (6) 本件契約では、実施機関が必要があると認めるときは、いつでも本件請負人に処理状況を報告させ、又は自らその状況を調査できると規定されている。本件請負人は受託した業務を契約内容どおり履行しており、事例集作成契約に関しては、提出された委託事務実績報告書に基づく完了検査の結果、適正と認められている。契約内容どおりの成果が得られていることが確認されているため、本件契約に基づき、実施機関が報告を求める必要があると認める特段の事情は発生していない。
- (7) 事例集作成契約に関して提出された委託事務実績報告書の「事例集作成作業」の経費は、本件請負人が事例集に掲載する相談事例や表現方法を定めるために開催した企画打合せに要した費用である。また、当該報告書の「相談事例集印刷・製本」の経費には、印刷、製本及び発送に係る経費のほか、イラストデザインやレイアウトに係る経費も含まれている。
- (8) 以上の理由により、実施機関は、本件対象文書を保有していない。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件対象文書について審査した結果、以下のように判断する。

### (1) 本件対象文書について

実施機関は、思春期における健康障害の予防を図るため、思春期の男女の病気、性等に関する相談に対応する思春期健康相談室を開設したり、実際の相談事例をもとにした相談事例集を作成、配布するなどの事業を実施している。

本件対象文書は、上記事業における委託業務に関するもので、文書1は相談事例集の印刷、製本及び発送費用の内訳を記載した文書、文書2は同じく相談事例集の印刷、製本及び発送費用に関する見積合わせに係る文書、文書3は思春期健康相談室周知用カードの印刷費の根拠を示す文書であり、実施機関は、文書1から文書3までは、いずれも本件請負人の内部管理文書であり、条例第11条第2項の規定に基づき、取得していないため、保有していないとして不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して、異議申立人は、本件処分を不服とし、本件処分の取消しを求め

て異議申立てを提起したものであることから、以下、本件対象文書を不存在としたことの当否について検討する。

(2) 本件対象文書の不存在について

実施機関によれば、①事例集作成契約等は民法上の請負契約であり、本件対象文書の提出を義務付けていない、②平成22年度を契約期間とする事例集作成契約については、本件請負人から提出された委託事務実績報告書に基づき完了検査を実施して適正と認めており、また、平成25年度を契約期間とする運営事務委託契約についても、実施機関で承認した委託事務実施計画に基づき配布用宣伝カードの納品も済み、契約内容どおりの成果が得られていることが確認されているため、本件契約に基づいて報告を求める必要があると認める特段の事情は発生していない、③実施機関は本件対象文書の提出を求めておらず、任意にも提出されていないことから、本件対象文書を保有していないとのことである。

実施機関の意見書に添付された本件契約に係る書面によれば、本件契約においては、本件請負人が本件対象文書を実施機関に提出する義務は規定されていない。また、契約内容どおりの成果が得られていることから、本件契約に基づいて本件請負人に報告を求める必要があるとの特段の事情が発生していないとの説明についても、仕事の完成を目的とした請負契約であるという事例集作成契約等の法的性質を前提とすれば、不合理とはいえない。実施機関は、本件請負人が文書2を保有していることを確認しているが、事例集作成契約中の他の業務に関して寄せられた実施機関あてのメールに回答するための電話での確認作業の際にあわせて行ったものであること、確認した内容も、取引先等、本件請負人の内部管理に属する情報であることを踏まえると、本件請負人に対して本件対象文書の提出までは求めていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、他に本件対象文書の提出を求めたり、任意に提出を受けたりした事情も窺えない。

以上より、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められない。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、不正を明らかにするために、本件契約に基づいて本件請負人を調査し、資料を提出させ、実施機関が保有する状態にして、開示すべきであると主張する。

しかしながら、公文書開示請求制度は、対象となる機関が保有する公文書について開示請求することができるものであり、保有していない文書について取り寄せて開示することや、情報を取得して提供することまでを義務付けているものではないため、異議申立人の主張は採用することができない。

異議申立人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

なお、異議申立人が開示することを求めているのは、地方公共団体が一方当事

者である契約に関する情報、すなわち税金の使途に関する情報である。このような税金の使途に関して疑念が提示されている場合には、実施機関において可能な限り説明に努めていくことが望まれる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 25 年 11 月 26 日	実施機関から諮問書及び意見書を受け付けた。	
平成 25 年 12 月 16 日	審議	第 267 回
平成 26 年 1 月 27 日	審議	第 268 回
平成 26 年 2 月 24 日	審議	第 269 回
平成 26 年 3 月 24 日	異議申立人から意見を聴取、審議	第 270 回
平成 26 年 4 月 21 日	審議	第 271 回
平成 26 年 5 月 26 日	審議、答申	第 272 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 267 回～第 272 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 267 回、第 269 回～ 第 272 回
中野 美恵子	静岡大学 副学長	第 267 回～第 272 回
望月 律子	静岡県看護協会 会長	第 267 回～第 272 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部学科長	第 267 回～第 270 回、 第 272 回
山本 雅昭	静岡大学 人文社会科学部 教授	第 267 回～第 272 回